

日本共産党 大阪府議団作成

大阪府休業要請 支援金に関する Q&A①

日本共産党大阪府議団によせられている問い合わせ
を Q&A にまとめました。

大阪府の「よくある質問」と合わせてご活用くださ
い。（府の HP 参照 常時更新されています）

2020 年 5 月 2 日

Q:

休業要請支援金の必要書類に賃貸借契約の写しとありますが、どうしてもないとダメですか？紛失してる場合はどうすればいいですか？

A:

施設の運営事業者であることを対象要件としているため、そのことを証明できる書類を提出していただく必要があります。

紛失された場合は、賃貸借契約の相手方もしくは不動産仲介業者に契約書のコピーを依頼するなどして証明書類提出してください。

Q

対象施設一覧の備考欄に、「ただし、100m²以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼」とありますが、これって結局対象？対象外？どちらでしょうか？

A

支援金支給対象となる施設のうち100m²以下の施設につきましても、原則は休業をお願いしています。したがって、期間中に休業していただいている場合は対象になります。

Q

複数の飲食店A B C Dを、個人事業A店B店（個人事業主M）と法人事業C店D店（代表取締役M）とに分けて営んでいる場合、中小企業として100万円、個人事業主として50万円、両方申請して問題ないですか？

A

法人事業と個人事業それぞれが対象要件を満たしている場合は、法人の代表者と個人事業主とが同一人物であった場合でも両方とも支給対象になります。したがって、両方申請していただいて問題ありません。

本事例の場合、それぞれが全ての支給要件を満たす場合、個人事業主M氏（A店・B店）に対し50万円、法人の代表取締役M氏に対し100万円の支給となります。

Q

本社登記は他県、支社登記は大阪府の場合、申請はできますか？

A

本社登記が大阪府の場合のみが申請対象です。

Q

音楽教室の経営形態が、同一場所において、月曜日O先生、水曜日K先生、金曜日A先生というように、複数の自然人が共同経営として運営事業者となっている場合、その全員がⅡ. 対象要件（2）内の、「当該施設の運営事業者」となりますか。

A

それぞれが個人事業主として確定申告を行っており、それぞれの名義で賃貸借契約を締結しているなど、「当該施設の運営事業者」であることが証明できる場合は対象となります。

Q

音楽教室の場合、先生一人一人が確定申告はしているが、賃貸契約は教室運営者が(例えばヤマハなど)一括の場合は、個人個人には賃貸契約がありません。この場合、運営者との契約書で代用可能ですか？それとも、運営者の賃貸契約書を個人個人が使うのですか？

A

教室の運営事業者（休業を判断している事業者）が支援金を受ける対象となりますが、例えばヤマハ音楽教室との講師契約で、毎月場所代を払うなどの固定費が継続的に発生していれば、これを賃貸契約とみなせます。

Q

建設業を主たる事業とし、兼業でペット美容室経営の場合、対象要件の（3）令和2年4月の売上が前年同月対比で50%以降減少していることとあるが、これは対象となる施設のみの売上を比較するのか、それとも経営している全事業の売上を比較するのか、どちらでしょうか。

A

本支援金の申請は法人単位となりますので、法人全体の売り上げが、前年度同月と比べて50%以上減少している必要があります。

Q

飲食店の賃貸借契約をP社で契約、飲食店営業許可をP社で取得し、当該施設の運営事業を全面的にD社に委託しているが、この場合、当該施設の運営事業者はP社とD社のどちらになりますか。

A

この場合、施設の運営事業者はP社になります。

Q

公共施設（区役所等）および民間施設（レンタルスタジオ等）を、その都度賃貸し、ダンスレッスンをを行う事業を行っているが、「施設の使用制限の要請等」を受け、賃貸を自粛し、全面的に休業している。この場合、Ⅱ．対象要件の（2）に該当するのか。

A

継続的な賃貸借契約等を行っていない場合は、施設の運営事業者とは言えず、支給対象にはなりません。

Q

書類で、『（1）直近の確定申告書の写し【必須】・税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるものの写しを必ず提出してください。』とありますが、郵送による申告で提出用のみを提出した場合、手元の控えに受給印はありません。

どうすればいいですか。

A

「確定申告がご用意できない場合は、下記のいずれかの書類を提出してください。」

- 事業税申告書の写し
- 住民税申告書の写し
- 課税（所得）証明書
- 納税証明書（その2）

※平成31年4月の帳簿等（月次試算表など）の写しは必ず提出してください。」

Q

飲食店、休業要請支援金の、「Ⅱ. 対象要件」は満たしているが、飲食店の営業許可申請手続きを失念しており、直ちに飲食店の営業許可申請手続きを行った。この場合、申請手続きをすることに問題はありませんか？

A

問題ありません。許認可の写しは必要です。

「開業届の写し」が用意できない場合は、審査の段階でそれ以外の書類で判断ができるかを検討しますので、申請してください。やむを得ない事情による判断を行いますので、理由書の提出をしてください。

※許認可の写しがある場合は、全て提出してください。